

県央デルタネット運用規程

(目的)

第1条 山口・防府圏域を対象とする地域医療・介護連携情報システム（以下「県央デルタネット」という）を運用することを目的とする。

(運用主体)

第2条 山口市医師会、吉南医師会、防府医師会（以下「三医師会」という）会員の全ての医療機関が運用主体となる。

(構成)

第3条 県央デルタネット協議会の構成は、三医師会、及び利用申請をした歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業者、行政機関等に属する者とする。

(負担金)

第4条 三師会会員の全ての医療機関は、県央デルタネットに参加し、別に定める定額の運用負担金を負担しなければならない。また、医師会以外の利用者についても同様である。

(機器等)

第5条 山口県の補助金事業で購入した機器等については、その所有権は県央デルタネット協議会代表として購入した山口市医師会にある。

2 購入した機器等は情報公開病院7病院に設置し、その管理運用は情報公開病院7病院でおこなう。また、その管理運用等及び係る経費については細則に規定する。

(運営管理)

第6条 県央デルタネットの総括的な運営は三医師会が設置する県央デルタネット協議会で協議し、議決または承認に基づいて行い、三医師会理事会への報告をする。

(運営管理の責務)

第7条 県央デルタネットの運営管理にあたり、各医師会会長が運営管理者として、システムの運用、機密保持、情報管理について責任を持つものとする。

- 2 運営管理者は、システムを利用する者にアクセス権を付与するとともに、適正にシステムが利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用がある場合には、改善を求めることができるものとし、必要に応じ付与したアクセス権を取り消すことができるものとする。
- 3 運営管理者は、システムを正しく利用させるため、指導を行わなければならない。
- 4 運営管理者は、患者又は利用者からのシステムに関する意見等を受け付ける窓口を設置しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、山口市医師会、防府医師会及び吉南医師会に共同設置し、その業務を行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は県央デルタネット協議会代表者が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。